

水道子メーター貸与制度に関するQ&A

Q. 町貸与の子メーターに取り替えたいのですが、すぐに申請をした方がいいですか？

A 検定満期までの期間に猶予がある場合はすぐに申請する必要はありません。水道局では検定満期まで1年未満となった物件を対象に順次メーター取替えの案内を通知しています。

Q 必ず町貸与の子メーターに取り替えなければいけませんか？

A いままでのとおり、私設の子メーター（遠隔指示式の電子メーター）をお使いいただくこともできます。その場合も検定満期までに確実なメーター取替えをお願いいたします。

Q 検定満期を過ぎているが、既設のメーターは壊れず動いているのでそのまま使い続けてもいいですか？

A 計量法で水道メーターの検定有効期限は8年と定められています。また、同法第172条では、これに違反する者に「6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金、又はこれを併科する」と罰則が設けられております。法令違反となりますので、町貸与メーターまたは私設メーターのいずれかに必ずお取替えください。

Q メーター取付けができる知り合いに工事を頼んでもいいですか？

A 町貸与メーターの設置工事は、町から指定された「長与町水道指定給水装置工事事業者」で行う必要があります。依頼先に資格をご確認ください。

Q 町貸与の子メーターに切り替えてデメリットはありませんか？

A 直接検針となりますので、集中検針盤が使用できなくなります。また、毎月の検針で建物内へ検針員が立ち入るようになりますので、オートロック等で部外者の立ち入りを気にされる場合はデメリットとなるかもしれません。十分に検討したうえでお申し込みください。

Q 町貸与の子メーターに切り替えた後、集中検針盤は撤去してもいいのですか？

A 切り替えた後は集中検針盤を使用しませんので、撤去されて構いません。

Q 町貸与の子メーターに取り替えてから、何か他の費用負担が発生することはありますか？

A 初回の取付け以降、メーター器本体についてはすべて町の負担で取替えいたします。なお、本体以外のメーターボックス、止水ハンドル、給水管などにつきましてはオーナーの維持管理の範囲となります。

Q 町貸与の子メーター付近で漏水があった場合、町で修理をしてもらえますか？

A 管理されている敷地内は、オーナー負担での修繕となります。メーター器本体に不具合がある場合はお知らせください。

Q 審査で不合格となった場合はどうしたらよいですか？

A 既存設備が原因の不合格の場合は、配管替え工事等で状況が改善されましたら再度申請いただけます。状況改善が見込めない場合は、私設メーターでの運用継続となります。